

第3回 宇都宮市療育拠点施設等整備懇談会 会議録

日 時 平成16年7月29日(木)午後2時~午後4時

場 所 中央生涯学習センター 301学習室

出席者(委員)佐藤和子,小林 豊,三田哲也,横山恵子,石橋須美江,池本喜代正,金田昌枝,上野正男,山崎富子,大関典子,加藤佳子,大野典寿,宇賀神芳江
(事務局)檀淵 清保健福祉部長 大竹 優障害福祉課長,井澤清久児童福祉課長,
ほか職員5名

公開・非公開の別 公開

傍聴者の数 11名

会議の概要

1.開会

2.会長あいさつ

3.議題

(1) 会議録の確定について

各委員の確認を受け,修正を加えたのち,確定することとした。

(2) これまでの総括について

懇談会に出されたご意見ご要望をまとめて,現段階における市の考え方を説明し,意見交換を行なった。主な内容は以下のとおり。

委員: 学童保育について,平成19年度まで知的障害児について整備を行うとあるが,肢体不自由とか,他の障害に関しては,学童保育はやらないということか。

事務局: 市の「障害者プラン」は平成14年度から19年度までの計画を定めている。平成13年からこの事業を始めて,現在,4施設で養護学校の知的障害の小学生を対象にしている。肢体不自由の児童については課題と考えているが県の野沢養護学校で実施をしており,県の事業の動向を確かめながら,市としても引き続き検討していきたい。肢体不自由の児童について,やらないという整理ではない。

委員: 野沢養護学校で行われている事業は,親の会,ひまわりの会が運営し県から補助金もいただいているが,ボランティアの確保等,非常に親の負担が大きく,自分の子をないがしろにしてまで運営している状況である。せっかく新しい施設ができるのだから,肢体不自由児も拾い上げていただかないと,いつも知的障害と肢体不自由とでは,肢体不自由がないがしろにされてしまう。肢体不自由児者の意見も吸い上げていただきたい。ショートステイについてもいえることだが,知的障害児を重視してしまって,身体に障害のある子は受け入れてもらえない。肢体不自由の場合は医療的ケアが必要な場合もある。てんかんの発作の時に座薬をいれてもらったり,ちょっと痰をとってもらったりということがあると,施設に預かってもらえる状況にない。

会員に聞くと,ショートステイをお願いしますと施設にお願いをしたら,医療的ケアがあるからダメと断られてしまうのが現状である。野沢養護学校に行って日常生活を送れているのに,ショートステイや日中預かりでは,なぜ断られてしまうんだろう。差別というと語弊があると思うが,現在そういう事情があるので,この療育センターではノーマライゼーションが一番大切な部分に

なる。バクバクの会の方は、日中預かりを断られてしまって、自分が病気でも病院に行けない、兄弟の保護者会にも行けない、冠婚葬祭に参加できない。それをなんとか吸い上げていただきたい。検討ということではなくて、この施設で対応ということをお願いする。

会長：障害児学童保育については、養護学校の児童に限定しているが、特殊学級の児童について対象としているのか、認定就学で肢体不自由の児童も小学校に入っているが、この子たちについて、市はどのような考えを持っているのか伺いたい。

事務局：小学校区単位で45の留守家庭児童会、こどもの家を設置している。学校で特別支援教育、特殊学級へ通う児童の放課後対策については、これらの留守家庭児童会の中で一定対応をさせていきたい。現に対応しているところもある。

会長：特殊学級の中で、留守家庭児童会、こどもの家を利用している児童は非常に少ない。また、利用できているのは非常に軽度の子である。多くの特殊学級の児童は断られてしまっている。受け入れてくれる留守家庭児童会・こどもの家はほとんどない。留守家庭児童会・こどもの家で対応するというより、この療育センターで対応すれば、特殊学級在籍の保護者の方には朗報になるのではないかと。市は留守家庭児童会・こどもの家で対応できると言うが、現実はそうでないと私は認識している。保護者の方もそういう認識であると思う。

委員：今、宇都宮から国分寺養護学校に通学できるようになっているが、障害児学童保育を申請したら学区外だからダメと断られてしまった。宇都宮市の住人で、市税も払っている人が使えないということがあるので、学校での区分はやめてもらいたい。

事務局：ご指摘の国分寺養護学校、あるいは益子養護学校について、宇都宮から通学している児童がいるが、通常時は送迎の問題もあり利用できないが、長期休業時には、利用したいという希望があれば利用していただいている。

会長：学童保育自体をどうするか、という問題になってくると思うが、現在はただ預かっているだけ、安全確保だけという面があるが、活動内容もどうするかも含めて市には検討していただきたい。

委員：日中預かりについて、利用の多い8月の実績を見せてもらった。利用可能数から言えば、まだ空きがあるので、ここに作る必要はないということになってしまうが、親の立場から言うと、ほとんどが断られてしまって、預けたくても預けられない。断られたときの理由を保護者から聞いたが、「定員いっぱいです、ちょっと手のかかる子が来るのであなたのお子さんは預かれない」と言われ、定員いっぱいだと聞くとあきらめて電話をしない。そのような部分は数字に表れてこない。また、空いているところは、もしかしたら施設に問題があるのかもしれない。サービスがいいところに親は預けたいし自宅の近くに預けたい。数はあってもニーズにあっていない。市で作るこの施設では最低でも、保護者が病院に行くときなどの緊急の時ですえ預かってもらえない呼吸器をつけた児童などを受け入れできるようにすること、民間がどこもやってくれないところを市がやるべきである。ぜひこの施設で対応していただきたい。

会長：各委員の立場で専門性という観点からご意見をどうぞ。

委員：2回目の懇談会は欠席のため、資料を提出したが、市から歯科にどういうことを求めているのかを聞いていないので、資料は一方通行になってしまっているかもしれない。この施設には盛り込まれていないと思うが、最低限のものはあると思うので、市がそれでいいというのであれ

ば、良いのではないか。

委員：プールの件については、前回の懇談会ではリスクや管理面、コストの問題について、消極的な意見だったと思う。それに対応して水治療を行うということで、実施するにあたっては他の施設を参考にするなど、よく検討して、実施するなら積極的に体制を組んでしっかりやるべきである。中途半端にやると、だんだん利用しなくなって、大きなスペースが無駄になってしまう。前回の懇談会をまとめると、もう少し検討の余地があるのではないか。ADL訓練について、在宅訪問の療育をやっていくということだが、どこが拠点になって今回の事業と一緒にやっていくのかということが曖昧なので、それをはっきりしながらやったほうがいいと思う。

会長：水治療用の深いプールではなくて、保護者が一緒に入って遊びを兼ねながら使えるような形で作ったらどうかという意見もある。専門家とマンツーマンで体の可動領域を広げていくとかそういうのではなく、水治療もできるが、水遊び的な部分として考えていこうということである。ADLの扱いについても検討の余地があるのではないかと考えている。

委員：言語指導室については、防音やマジックミラー等が保証されているようなので、対応していただけていると思う。聴力検査室が難しいということで、ことばの遅れの原因のひとつとして聴力の精査が必要であり、難聴の児童を理解して聴力の管理をしながら訓練をすることが一つの訓練の形になる。言語聴覚士の立場からは、別室で聴力検査室を設けるのは意義があると思う。病院等と今以上の連携を保ちながら訓練を行っていくという対応が必要であると考えている。

会長：マジックミラーとなっているが、今はモニターが多いと思うがその点は？

委員：両方設けてあるところが多い。プレイルームについてはある程度の大きさをミラーを設置する場合が多い。見えないところは、モニターで対応する。

委員：音楽療法そのものが、みなさん未知の世界であるかもしれないが、資料にもあるように音楽やレクリエーションとして、音楽療法を取り入れるということをおこなうような形で考えられている。音楽療法に関する考えが具体的に明白になっていないところがある。市に音楽療法が何であるかを分かってもらえるように活動したい。個人的な意見であるが、若葉園、かすが園で音楽療法を4～5年やってきて、保護者から、音楽療法を受ける場がどこにあるのかということをよく聞かれるが、市で行っているところはほとんどない。ぜひ療育センターの中で春休み等の休みに音楽療法を実施していただきたいと考えている。

委員：県のこども発達支援センターのプールについては、治療と遊びという観点から3×5Mで水深1Mぐらいあるものを設置している。両方を適宜状況に応じて使い分けている。水治療ではなく、遊び感覚で水がきれいな子供もなれていくことができる。また県の施設でも音楽療法をやっていただいている。月2回お願いしているが、見ている限りでは楽しくやっている様子である。

委員：兄弟の受け入れの場であるが、基準に従ってということは分かるが、利用者の方から、家族の支援に有効な施設にしてほしいという要望が出されていた。兄弟の受け入れが当然に必要なことを前提に考えていかないと、合築のメリットが見えてこない。第1回の懇談会でも指摘した。私たちの保育園でも、もっと受け入れたいという気持ちがあるが、でもせっかく療育センターができるのに、他の保育園と同じ扱いでは、色々な団体や保護者の方の切実な願いを叶えてあげられない。一つでも意見を反映させていくために、私個人としては、障害児の預かりが絶対に必要不可欠であることを言いたい。同時に、一般の保育園をあまりに意識しすぎると、柔軟な

対応ができなくなってしまう。最初から何回もでている障害児の預かりについては検討していただきたい。

会長：託児を検討するというのは現実的でない。そこに保育園がありながら、障害児の兄弟だけ別に託児をするということではなくて、子供にとっても保育園の中で一緒に遊べたほうが、子供は柔軟であるし、現実的であると思う。障害のある子供について、滋賀などは20年以上前から、障害があるということが保育に欠ける要件の一つという考え方で、親が働いていなくても保育園に入れる。兄弟からみれば、障害児を親が連れて行ったときにまったく保育に欠ける条件になっているのだから、保育園で対応していただきたい。

委員：宇都宮においても、2人の障害児を抱えた家庭も随分いる。5人、4人が障害のある児童の家庭もある。そういう家庭のケアもできる方向で考えていただきたい。

委員：待機児童がいない時代には、障害の子供がいるというだけで保育園に入れた。現状では、障害児を持つお母さんが行っても、「お母さんが働いていないと保育園には入れない」と言われるところがたいへんつらい。そういう点が療育センターの整備によって、全部の保育園で同じような対応ができるようになれば良いと願っている。学童保育について、保育園も一部やっているが、財政的な面で押さえ付けられており、保護者がみんなでお金を出し合って先生を一人増やして、夏休みまで対応したりしている。そういう現状があるので、一般の学童保育の中で障害児を受け入れて行くためには、そのようなところを整備していく必要がある。ソフト面でいろいろ対応できる柔軟性を持って、それを療育センターでやることによって全体にフィードバックされて、学童保育を充実することにつながっていくといいと思う。保育園でおこなっている一時保育も不安定な状況で1人千何百円という積み上げの中でやっていくことなので、運営が難しいが、いろんな場合を含めて機能できるようになったら良い。

委員：障害児の学童保育を一番先に市から委託を受けて始めた。委託に当たって市から説明があったが、私達が思っていたものとかけ離れていると思いながら、現在3年になる。個々にはいろいろあって鍵も必要と感じたこともある。軽度の子は地域の学童保育で受け入れて欲しい。障害児の学童保育に関しては、まだまだ受け入れる絶対数が足りないので、市では2つの養護学校の子供に限定してしまうのかなと思っている。この療育拠点施設を考えたときに、どうしても他所では受け入れもらえない、家庭の事情や、障害の子供がいるとか、医療的なケアが必要とか、そういう子供達を受け入れるということが、この施設を整備する意義の一つであると考えている。

会長：一通り意見をいただいた。事務局に確認だが、医療用のコンセントというのは、各部屋につけるといふことよろしいか？

事務局：はい

会長：次に意見書について検討していきたいと思う。事務局から意見書案について説明願います。

事務局：総括の部分でもいろいろなご意見をいただいた。意見書のまとめ方としては、療育センターの3つの柱の機能、療育機能について、相談・検査機能について、地域生活支援機能のついて、の順。差し支えなければ、この項目ごとにご検討いただきたい。なお、今回の懇談会をふまえて、欠席の委員からもご意見を伺ったうえで、意見書はまとめていきたい。

会長：文言等も検討していく必要があると思うので、私の方で朗読するので、皆さんで確認したい。～（案）「療育拠点施設等整備」に関する意見書 1．療育機能について 朗読～

会長：文言，内容について，ご意見をどうぞ。

委員：入園式や卒園式で使うホールについて，保育園と通園施設で共有で使うように設置をするのかどうか。みんなが集まれる場をどのように考えているのかという点，一次検診，二次健診をこの施設で行う場所が欲しいと前の懇談会で発言したが，一般の地域の方も検診でこの施設に入れるように希望しているが，それについてはどのように考えているのか確認したい。

事務局：ホールの部分については，保育園としては整備しない。障害児施設の方で整備する多目的ホールについて，共用していくことを考えている。一次検診については，対象が全児童になるので，数も多く，利用者の立場を考えても身近なところで検診を受けるという方針を変えることは健康増進課でも検討に入っていない。一次検診でスクリーニングされた児童の二次健診をこの施設で行うこととしたい。

会長：プレイルーム等を多目的に使うということ。「通園部」という言葉が出てくるが，他にも部門を作っていくということを考えているのかどうか？

事務局：「通園部」という言葉は懇談会の中で出てきていると思うが，市として組織形態の検討はしていないので，議事録等確認して，表現が違うということであれば，訂正していきたい。ただ，運営上は，知的障害，肢体不自由と分離的な扱いはしないという事業の展開をしていくということでご理解いただきたい。

会長：ADL室について，保護者のイメージは，保護者の集まりの場であり，畳の上でお茶を飲みながら情報交換や集会をして，お風呂もあって場合によってはグループで泊まれるようなことも考えていると思うが，日常生活指導という観点で部屋を設置していくのか，保護者の集会室的なものとしていくのか，説明していただきたい。

委員：生活に入り込んでというのは，訪問して日常生活の現場に行き訓練すればいいのではないかと，ということで，現場のものを使いやすいものにとというのは，センターの中にトイレとかそういうところがあれば，バリアフリー化して，実際に使いながら訓練すればいいということで，要するにADL室はあまり必要ないということを行っているのではないかとと思う。

委員：現在かすが園は，母子通園でなければ通園できない。いい機会であるので，必要に応じて母子通園ということを入れてもらいたい。3歳位になれば知的に障害のない子の場合は，友達と遊んだ方が楽しいという子供もいるし，いつも親子一緒というのは小学校に行く時などに急に環境が変わってしまって問題となる。母子分離ということは母子通園の固定観念なので，最初から肢体不自由の場合には，母子通園を取り払って必要に応じて母子通園か単独通園にしてもらいたい。若葉園の場合は，最初から単独通園となっている。医療的ケアの問題もあるが，今は24時間子供に拘束されている肢体不自由の親からすれば救われると思う。今ならまだ間に合う。

委員：かすが園は母子通園施設ということになっているが，ただのかすが園でいいと思う。

会長：かすが園は肢体不自由児通園施設ではないか。この文章を素直に読んだら，これから母子分離をしていくという方向性はでていると思うがどうか。

事務局：会長のご指摘のとおりですが，市の条例の文言上，そのような縛りがある中で展開してきている。時代も変わりましたし，通園している児童も変わって来ているので，療育センター整備を待たずに，できるだけ速やかに条例改正等しながら，現場と詰めて対応していきたい。文言の盛り込みについては，今回の意見書については，施設の設計に関するものですので，ちょっと

難しいと思う。

委員：文章にしておかないと、担当職員が替わった時に母子通園施設であると言われてしまう。

事務局：今後、施設運営の検討とか別な場もあるので、そちらの方で今の意見については汲み取って反映させていきたい。この意見書に盛り込めるかどうかについては、検討した結果盛り込まれないということもありえることをご理解いただきたい。

会長：では次の項目に入ります。

～（案）「療育拠点施設等整備」に関する意見書 2．相談・検査機能について 朗読～

会長：ご意見ありましたらお願いします。「いくつかの医師を日替わりで」というのはおかしいので、「幾人かの専門科医を」ということでよろしいか。相談検査機能について、他に何かあるか。心理検査等に関して検査室は考えていないのか。相談室や言語療法室を使うこととなるのか。視覚検査室・聴覚検査室とくれば、心理検査室が入ると思う。

事務局：懇談会の中で出てきた意見をまとめたものなので、おそらく心理検査室という言葉が出てきていないと思う。施設整備にあたって重要な点なので、相談室を心理検査室として利用することを考えている。

会長：心理検査・訓練は、ニーズが大きいと思うので、ぜひ入れたい。臨床心理的なものを、発達相談機能で入れておくべき。発達相談機能で項目を作って、心理専門家の方を配置することと、何らかの部屋の確保をするということでもよろしいか。

委員：今は市の検診は4か月、10ヶ月、1歳半、3歳であるが、このあと就学までブランクになっている。3歳から就学時まではフォローができず、問題になっているので、これから療育施設でこの間を埋めていただければありがたいと思っている。

会長：連携について、市の教育センターとの連携について、就学指導の関連もあると思う。関係機関との連携について書く必要があるところと考える。

委員：学齢期の知的障害児へ対応するための精神科医となっているが、知的障害児に限る必要はないと思う。身体や聴覚障害についても精神科医師のケアが必要な場合はあると思うので、全部の障害に対応できるというように直した方がいいと思う。

会長：単に内科医、整形外科医、精神科医、耳鼻咽喉科の配置とした方がいいと思うので、文言の検討をするということでもよろしいか。

委員：多分、第1回の懇談会での意見で、知的障害者は、精神科医との接触が20歳になってから突然でてくるのは困る、ということ事務局でまとめてきたものと思う。

会長：精神科医からのアドバイスは、学齢期などの早い段階からもとめられている、そのように考えるということでもよろしいか。

続いて3の地域生活支援機能に進みます。

～（案）「療育拠点施設等整備」に関する意見書 3．地域生活支援機能について 朗読～

副会長：情報管理機能のひとつとして、施設の空き情報管理はここでできるのか。日中預かりにしてもショートステイにしても、保護者が自分であちこちの施設に電話して空きを探すので、ここで集中管理してもらえれば、たいへんいいと思うがそれは難しいのか。

事務局：宇都宮市として計画はないが、県が、支援費関係で特に夏休みを迎えてそのような要望が非常に強いので、システムの用意をしているところである。もちろんその中に中核市である宇

都宮市も入っている。宇都宮市独自の空き情報は検討していない。

副会長：県との連携の中で、宇都宮市のここが中核施設ですよという番号の設置はできるのか。

事務局：市としては検討をしていない。個人的な意見としては、障害福祉は高齢福祉と違って、人数がそんなに多くないことから、宇都宮市が独自で作るよりは栃木県全体で、県に音頭を取ってもらって、その中に宇都宮市も入って作った方が、使いやすいのではないかと個人的には考える。

会長：情報管理機能の部分について、根本は子供に関する情報を交換する場が保護者には必要になると思う。あちらこちらでおなじことの説明をせざるを得ない。そういう情報をきちんと集約した形で持つ。外に出す場合は保護者の許可を取る。それを保管できる場であってほしいというのがひとつ。もう一つは個別の支援計画をどこで作成して持つか、療育センターの中でやって行かざるを得ないと思う。就学前の個別の支援計画としてはIFS Pがイメージとして分かりやすいと思うが、IFS Pのようなものを作成しながら親に対するサポート、ファミリーサポート計画を作成し、子供に対してこういう指導をしたほうが良いというような指針を、検査と情報、相談も含めたものがあるといいという思いもある。福祉用具については、市の方では、今後検討となっているので、これは残しておいて方がよいということによろしいか。

委員：福祉用具については、日々進化しているので、そういう情報をいただくとありがたい。

会長：多少文言については整理させていただきたい。障害児の受け入れについて、一時保育ということではなくて、障害児の兄弟を保育園に受け入れできるようにするという趣旨にすることでよろしいか。

では次に4のその他施設全体についてに入ります

～（案）「療育拠点施設等整備」に関する意見書 4. その他施設全体について 朗読～

会長：最後の文章について整理する。「連携の強化や情報の共有をはかるため、スタッフルームを一つにする。通園児の障害に応じて可能な限り個別に対応できる調理室の設置」とする。全般的な建物の項目は、の障害児と健常児の交流について、玄関の設置だけではなくて、内容面で交流保育を積極的に推進するような項目を入れる。措置施設より療育施設とした方がよい。職員も保育園と療育施設の保育士の職員室も共有ということも入れる。の倉庫の設置は、に持っていった方がよい。他に何かありますか。

委員：親の会が集まれるような場所を一つお願いしたい。パンフレットや定期的に来るいろいろな会の人達を見て、ここなら安心してこられる、一緒にやってみたいなど、お母さん達の安定がつかめるのであればそれはとても大切なことだと思うので、親の会の情報が閲覧できる、親同士の触れ合う場があるといいなと思う。常時開放した、親がいつでも入れるような部屋がひとつあるといいと思っている。

会長：として、保護者の交流のスペースを入れるということによろしいか。その他全体について何かご意見があったらお願いします。

委員：意見書に平米数が入っているものとそうでないものがあるが、確定の面積なのか。

会長：確定ではないと思う。

委員：面積は入れない方が建物が建てやすいのではないかと。必ず必要な最低限の面積なのか。

会長：最低限の面積ではなく、希望の面積として記載している。

委員：面積を入れておくとかえって縛られてしまうのではないか。もう一点、他の委員会などでは母子という言葉は最近適当ではないということで親子とか親と子とか言い直している委員会がほとんどである。考えていただきたい。

会長：母子分離については、心理用語として残っている。母子通園の本来の意味は親子通園である。検討ということにしていただきたい。他にあるか。ないようですので、意見書については、本日の意見を踏まえると共に、本日欠席の委員については個別に意見を伺って、意見を吸い上げていきたい。各委員の方でこの部分については、手直しをしたほうが良いというところがあったら、事務局に提出していただきたい。取りまとめについては会長に一任していただき、各委員の了解を得た上で、宇都宮市に提出していきたいと思うがそれでよいか。

たった3回の懇談会だったが、今後も貴重な意見をいただき、よりよい意見書にしていきたいと思うので、もう一苦勞、よろしくをお願いします。

最後にその他として何かあるか。事務局であるか。

事務局：たいへんお疲れさまでした。本日は資料の作成等遅れまして、会長以下委員の皆様にはたいへんご迷惑をお掛けしました。申し訳ございませんでした。最後に宇都宮市を代表して保健福祉部長からご挨拶申し上げます。

～～保健福祉部長挨拶～～

5．閉会